

スーダン国際平和協力業務の実施の結果

1 経緯

南部スーダン独立前のスーダンにおいては、1983年以降、スーダン北部を拠点にイスラム法を導入しアラブ民族主義に基づく国家建設を目指すスーダン政府と、キリスト教徒主体の南部を基盤としたスーダン人民解放運動・軍（以下「SPLM/A」という。）との間で、20年以上にわたり武力紛争が続いていた。

2002年1月、東部アフリカ諸国とアメリカ合衆国等の仲介により、紛争終結に向けた本格的な和平プロセスが開始され、同年7月には、スーダン政府及びSPLM/Aの間で、6年間の暫定移行期間の後、住民投票にてスーダン南部地域の帰属を決定すること及び同南部地域にはイスラム法を適用しないことの二項目を柱とするマチャコス議定書への署名が行われた。その後も和平プロセスは進展し、「停戦協定・セキュリティアレンジメントに関する枠組み合意」を始め「富の配分に関する議定書」、「アビエの帰属に関する議定書」、「恒久停戦協定・セキュリティアレンジメントに関する技術合意」等への署名が行われた。2005年1月、上記のスーダン政府及びSPLM/Aの間の諸合意をまとめた「南北包括和平合意」（以下「CPA」という。）が署名され、武力紛争は終結した。

国際連合安全保障理事会は、スーダン政府及びSPLM/Aの要請を受け、2005年3月に決議第1590号を採択し、CPAの履行の支援、難民及び国内避難民の帰還の促進・調整等を任務とする国際連合スーダン・ミッション（以下「UNMIS」という。）を設立した。

我が国に対しては、UNMISへの要員の派遣について、国際連合から

要請があり、また、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）に規定する国際平和協力業務を実施するための各要件も満たされていた。具体的には、国際平和協力法第3条第1号に規定する武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、受入国及び紛争当事者の国際連合平和維持活動への同意並びに当該活動の中立性という点に関しては、UNMISについてそれらが満たされており、また、国際平和協力法第6条第1項に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての紛争当事者及び受入国の同意も得られていた。

これらを踏まえ、我が国としても、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、国際連合による国際平和のための努力に対し人的な協力を積極的に果たしていくため、この要請に応分の協力を行うこととした。このため、平成20年10月3日、「スーダン国際平和協力業務の実施について」及び「スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成20年政令第310号）」の閣議決定を行い、同月8日にスーダン国際平和協力隊を設置した。その後、UNMISの活動期間の延長を受け、スーダン国際平和協力隊の派遣期間も当初平成21年6月30日までとなっていたものを平成23年9月30日まで延長した。

我が国は、以上の経緯をもって、司令部要員により司令部業務分野における国際平和協力業務を実施した。

2 スーダン国際平和協力業務の実施の結果に関する事項

UNMISは、その本部をスーダンの首都ハルツームに置き、本年6月30日現在、各国から派遣された9,715名の軍事要員、637名の文民警察要員、国際連合職員等により構成されていた。

我が国からは、国際平和協力本部による研修を経て、平成20年10月24日以降、第1次要員として田中裕宣2等陸佐（派遣当時は、3等陸佐）以下2名、第2次要員として山本正巳2等陸佐（派遣当時は、3等陸佐）以下2名、第3次要員として徳留貴弘2等陸佐（派遣当時は、3等陸佐）以下2名、第4次要員として西藤寿洋2等陸佐（派遣当時は、3等陸佐）以下2名、第5次要員として海老名健一2等陸佐（派遣当時は、3等陸佐）以下2名及び第6次要員として木村昌秀3等陸佐以下2名の司令部要員の総計12名が、それぞれ約半年間の任期で現地に派遣された。なお、第6次要員の木村昌秀3等陸佐は、本年7月9日のUNMIS活動期間終了後の撤収業務に従事し、9月29日に帰国した。

これらの司令部要員のうち1名は、UNMIS軍事部門司令部において、兵站全般の需要に関するUNMIS部内の調整に関する業務を実施し、また、もう1名はUNMIS国際連合事務総長特別代表室において、データベースの保守管理に関する業務を実施した。

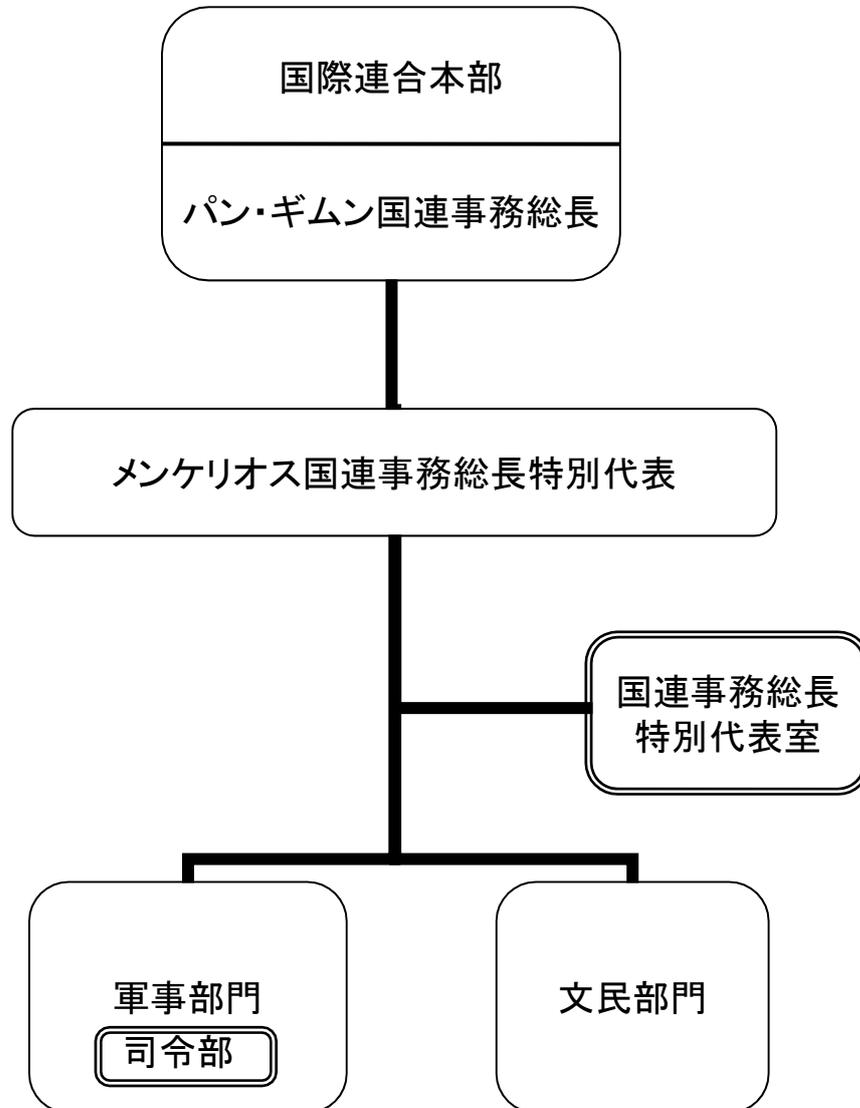
3 まとめ

UNMISは、CPAの履行の支援、難民及び国内避難民の帰還の促進・調整等を任務として設立された。CPAの履行の一環として、UNMISの支援も受けて、本年1月9日から15日までの間、南部スーダンの独立の是非を問う住民投票が実施され、有効投票総数の約99%が南部スーダンのスーダンからの分離を支持する結果となった。同年2月7日、スーダン政府は、この結果を受け入れる旨の大統領令を発出し、7月9日、南スーダン共和国の独立とともにUNMISはその任務を終了した。このようなスーダンにとって重要な時期に、我が国としてもUNMISの活動に対して協力を行ったことの意義は大きい。

我が国の司令部要員は、過酷な気象条件を含め厳しい環境の中、U N M I S 司令部部門においてその経験及び能力を十分に発揮して業務を実施し、約2年6か月の間継続して常時2名、延べ12名が勤務し、その正確かつ真摯で規律正しい仕事ぶりは、国際連合、各国政府等の関係者から高い評価を受けたところである。

政府としては、今回の貴重な経験を今後の業務にいかすことが肝要と考えており、今後とも、国民の理解と支持を得つつ、国際平和協力法に基づいて協力を進めていくこととしたい。

UNMISの概要



(注)二重線は、我が国要員が配置された部門

UNMISの展開状況

